



# 告 示

## 埼玉県告示第五百二二号

令和六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川越市	高階第四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川越市	高階第五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川越市	高階第六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
熊谷市	中西一	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川口市	横曽根三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川口市	横曽根四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川口市	横曽根六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
秩父市	落合第二	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
秩父市	落合第三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで



伊奈町	大字小室五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小川町	青山五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小川町	青山六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
ときがわ町	西平三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
ときがわ町	西平四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬二	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
東秩父村	御堂三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
東秩父村	御堂五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
神川町	阿久原十四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
神川町	阿久原十五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

税務業務の文書管理システム（ベース機能）構築・運用保守業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和12年12月31日（火）まで

### (4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 10年以内に国又は地方公共団体における文書管理又は税務に関するシステムの導入及び運用の実績を有する者であること。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 埼玉県の県税に係る徴収金に滞納がないこと。
- (8) 単独の事業者による提案であること。複数の事業者による共同提案は認めない。
- (9) 本件入札の公平性を図る観点から、調達仕様書の作成に直接関与した受託者（再委託先等を含む。）又はその関係事業者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (10) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 諸橋、堀江、阪井、篠崎、奥山 電話048-830-2655（直通） 電子メールa2640-25@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月11日（火）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

#### 4 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

###### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

###### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

##### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年5月22日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

##### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

##### (5) 契約書作成の要否

要

##### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

なお、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 5 月 9 日 (木) 午後 5 時まで埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

construction, operation, and maintenance of document management systems (base functions) for tax operations.

(2) Dead line for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., June 12, 2024

By registered mail or in person: 5:00 p.m., June 11, 2024

(3) Contact Information:

Taxation Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2655

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

二 代表者の氏名

小島 美里

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市石神二丁目一番四号

四 更新後の認定の有効期間

令和六年五月十三日から令和十一年五月十二日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
宮毛田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につ  
いて、次のとおり届出があった。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	澤田 勝将	埼玉県東松山市大字宮鼻二百五番地
同	芝田 敏生	同 同 二百二十九番地
同	平田 光稔	同 同 千十番地一
同	吉野 勝明	同 同 大黒部五十八番地一
同	井上 和弘	同 同 毛塚七百六十八番地
同	町田 良之	同 同 九百五番地二
同	金子 努	同 同 三百七十八番地一
同	江口 定夫	同 同 三百四十七番地
同	佐藤 晴夫	同 同 田木四百七十三番地一
同	堀口 富司	同 同 三百六十六番地二
同	秋山 修	同 同 二百五番地二
同	富田 昇	同 同 百四十五番地一
同	金子 公勇	同 同 九百十五番地四
監事	利根川 祐二	同 同 八百八十三番地
同	新井 義弘	同 同 毛塚千五番地
同	澤田 満	同 同 宮鼻二百八番地
同	山口 功	同 同 下野本六百二十五番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	芝崎 明久	埼玉県東松山市大字宮鼻二百四十二番地一
同	芝崎 宏正	同 同 十七番地
同	平田 正一	同 同 大黒部十五番地一
同	藤倉 茂雄	同 同 三十九番地
同	橋本 光	同 同 毛塚千十三番地一
同	滝田 幸久	同 同 千十番地三

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
栗原弘明	加島近男	宮下雄司	神田勝彦	橋本昌男	利根川弘之	田島勝彦	久保田茂	金子努	飯村謙一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮鼻百八十四番地二	毛塚八百七十六番地一	同七百四十七番地	同百二十一番地一	同百八十三番地	同七百九十番地	同四百六十六番地	同田木三百七十三番地	同三百七十八番地一	同三百七十五番地一

# 告示

## 埼玉県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西吉見南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 石井 実 埼玉県比企郡吉見町大字北吉見五百三十一番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 栗田 重行 埼玉県比企郡吉見町大字北吉見四百六十六番地

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大岡第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

監事 高橋 仟治 埼玉県東松山市大字正代八百三十七番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

監事 松崎 初夫 埼玉県東松山市大字高坂千百六十六番地一



同	同	監事	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
馬場清充	内田辰男	新井直登	宮田栄		宮田久治	松本弘	田幡武彦	田畑章亮	田島亮	権田行男	強瀬行浩	金子雄行	金子明夫	大澤徹	内田輝	井上公雄	
同	同	同	同	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
越畑六百三十七番地	廣野千三十四番地	杉山八百九十番地一	同 三百八十五番地		廣野千二百七十二番地	吉田二千番地一	太郎丸七十七番地	勝田八百六十一番地	越畑九百九十七番地二	廣野九百十九番地	越畑八百九番地二	同 四百八十九番地	杉山八百七十七番地五	太郎丸八十七番地	杉山九百五十七番地	廣野五百六十番地一	

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十号

令和五年埼玉県告示第千八十五号で公示した公共測量は、令和六年三月二十一日終了した旨測量計画機関である越生町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十一号

令和五年埼玉県告示第千三百七十一号で公示した公共測量は、令和六年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十二号

令和五年埼玉県告示第千三百七十二号で公示した公共測量は、令和六年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方法務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十三号

令和五年埼玉県告示第九百十号で公示した公共測量は、令和六年三月二十七日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十四号

令和六年埼玉県告示第百二十五号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十五号

令和五年埼玉県告示第四百七十一号で公示した公共測量は、令和六年三月二十五日終了した旨測量計画機関であるときがわ町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十六号

令和五年埼玉県告示第千八百十九号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十七号

令和五年埼玉県告示第八百三十二号で公示した公共測量は、令和六年三月二十七日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十八号

令和五年埼玉県告示第四百七十二号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十九号

令和五年埼玉県告示第八百九十八号で公示した公共測量は、令和六年三月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十号

令和五年埼玉県告示第千四百九十一号で公示した公共測量は、令和六年三月十九日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十一号

令和五年埼玉県告示第七百八十一号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十二号

令和六年埼玉県告示第九号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である杉戸町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十三号

令和五年埼玉県告示第九百八十五号で公示した公共測量は、令和六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である毛呂山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十四号

令和五年埼玉県告示第千百十五号で公示した公共測量は、令和五年四月五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十五号

令和五年埼玉県告示第千百十六号で公示した公共測量は、令和六年三月二十九日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十六号

令和五年埼玉県告示第千百十七号で公示した公共測量は、令和六年三月二十九日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

#### 一 許可番号

令和六年四月十六日

指令川建セ第〇五〇一三一号

#### 二 検査済証番号

令和六年四月二十五日

川建セ第〇六〇〇一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前千四百八十三番二十

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県狭山市大字上奥富千百六番地の十三 SHアネックス三〇一

佐藤 和之

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
九日 令和六年四月十	指定の年月日
十四番十三、三百二十六番一 埼玉県比企郡小川町大字小川字新明川原三百二	指定に係る道路の位置
三十一・七六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

	第一〇二号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和六年四月二十五日	指定の年月日
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百五の一、千六百八の一、千六百八の三の各一部及び千六百五の一、千六百八の一、千六百八の三の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千七百七十五の二、二千七百七十五の三の各一部及び二千七百七十五の二、二千七百七十五の三の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字松木ヶ谷戸二千二百七十一の三、二千二百七十一の四の各一部及び二千二百七十一の四の先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p> <p>六十五・九四</p>
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十五の一部及び千八百十五の先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷二千十一の一、二千十一の二、二千十一の四の各一部及び二千十一の二の先、埼玉県坂戸市大字片柳字西ノ前二千百九の一、二千百十、二千百十一の一、二千百十一の二の各一部及び二千百九の一、二千百十、二千百十一の一、二千百十一の二の各先</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p> <p>十六・〇〇</p>	<p>四十五・四三</p> <p>六・〇〇</p>

	第一〇二号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和六年四月二十五日	指定の年月日
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百八の一、千八百九の一、千八百十八の各一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十六の一、千八百十七の一、千八百十七の二、千八百十八の各一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十四の一、千五百八十四の三、千五百八十五の三、千五百八十八の一、千五百八十八の十七の各一部及び千五百八十五の三、千五百八十八の十七の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百四十九の一、千六百四十九の三の各一部及び千六百四十九の三の先</p>	指定に係る道路の位置	
六十八・一五	七十二・四四	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	六・〇〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)